

令和3年
2021年
4月号

ニュースレター

弁護士法人今津法律事務所

弁護士法人
今津法律事務所
IMAZU LAW OFFICES
〒100-0004
東京都千代田区
大手町1-6-1
大手町ビル8階
☎ 03-5224-3235
info@imazulaw.com

平素より格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。今年1回目のニュースレターをお届け致します。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。
弁護士 今津 泰輝

連載 民法（債権法）改正について～債権譲渡～

令和2年4月1日より、改正民法を得ることなく債権を譲渡して法が施行されています。今回は、債権譲渡は原則として無効と解さず、法律上、「〇万円支払ってください」などと請求できる権利を「債権」として、その権利者を「債権者」、義務者を「債務者」といいますが、債権譲渡とは、債権者が第三者（譲受人）へ債権を売却などによって譲渡することをいいます。なお、改正民法に関する連載は、今回を最後とさせて頂く予定です。

譲受人の立場の場合の対応

以下、債務者・譲受人の立場の対応をご紹介します。新法の内容を「紹介させて頂きます」。

債権譲渡に関する改正の概要

債権譲渡に関する改正点として、①譲渡制限特約の効力の見直し、②異議を認めない承諾の制度の廃止、③債権譲渡と相殺に関する改正などが挙げられます。特に、①が主要な改正点であり、従来、譲渡制限特約（「債務者の承諾」）により、債権者が譲渡を拒むことができた。新法下においては譲渡制限特約が廃止され、債権者が譲渡された場合、債務者として、譲渡人に支払う（譲受人が善意又は重過失の場合）の期間内に支払がない場合は、債務者に支払を求めることができます。また、譲渡人が破産手続開始決定を受けた場合には、譲受人は、債務者に供託を求めることができます。

時事ニュース～財産開示手続への不出頭について書類送検された事例～

令和2年4月1日から施行された改正民事執行法では、債務者財産の開示制度の実効性を高めるため、確定判決等を有する債権者によって申し立てられた財産開示手続における、債務者の、正当な理由のない不出頭・虚偽の陳述等が、刑事罰の対象となりました。報道によれば、令和2年10月20日、神奈川県警が、全国初の検挙例として、財産開示手続へ不出頭の債務者を書類送検しました。その後、令和3年3月5日、警視庁が、同庁初の検挙例として、不出頭の債務者を書類送検したとの報道がありますので、まだ少ないと思われるものの検挙されている例はあるようです。債権者としては、財産開示手続を申し立て、債務者が不出頭等の場合は、警察に告発するという手段も選択肢の一つとなり得ます。

会社法改正（会社補償に関する規律の整備）

会社法の一部を改正する法律（改正法）が、一部を除き、令和3年3月1日に施行されました（株主総会資料の電子提供制度の創設及び会社の支店の所在地における登記の廃止については、令和4年中の施行が予定されています）。今回は、本年3月1日に施行された部分のうち、取締役等に関する規律の見直しである、会社補償に関する規律の整備についてご紹介します。

会社補償とは、役員等の責任を追及する訴えが提起された場合等に、株式会社役員等が役員等に対して費用や賠償金を補償するものです。具体的には、役員等の職務の執行に際し、役員等に発生した次の費用等の全部又は一部を、株式会社役員等に対して補償することをいいます（改正法430条の2第1項）。

ア 法令違反を疑われ、又は責任追及の請求を受けたことに対処するために支出する費用（弁護士費用等）

イ 第三者に対して損害賠償責任を負う場合において役員等が支払う賠償金及び和解金

これまで、会社法上、会社補償に関する規定はありませんでした。また、会社が役員等の責任を肩代わりすることになるため、会社補償には、利益相反性があり、また、役員等の責任や刑罰等を定める規定の趣旨が損なわれるおそれがありました。そこで、改正法は、会社補償を約する契約（「補償契約」）に関する規律を整備しました。主要な規律は、次のとおりです。

- 1 補償契約の内容を決定するには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない（改正法430条の2第1項）。
- 2 株式会社は、補償契約を締結している場合でも、次の費用等については補償すること（改正法430条の2第2項）。なお、②が補償の対象外とされているのは、②の場合、役員等の会社に対する責任を免除することと実質的に同じであるため、会社に対する責任の免除の手段によるべきという趣旨であると考えられます。
- 3 前述のアの費用を補償した株式会社が、役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は株式会社に損害を加える目的で職務を執行したことを知ったときは、役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができ（改正法430条の2第3項）。
- 4 株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、利益相反取引に関する規定（会社法356条1項、365条2項、423条3項、428条1項）が適用されません（改正法430条の2第6項）。したがって、利益相反取引に係る取締役等の職務懈怠は推定されません（会社法423条3項）。また、直接取引の相手方である取締役等は、無過失責任（同428条1項）を負わないこととなり、その結果、責任の一部免除（同425条等）も認められることとなります（同428条2項）。
- 5 公開会社においては、事業報告において、次の事項を開示しなければなりません（改正施行規則第121条第3号の2）。

- ・ 補償契約の相手方である役員の名
- ・ 補償契約の内容の概要

ウェブセミナー動画配信のご報告

弊所では「会社役員のリスクマネジメント」セミナーを、本年3月8日～4月11日の期間限定で、動画配信いたしました。大変有り難いことに、ご好評を頂きましたので、見逃した方や再度視聴したい方のために、視聴のお申し込みを受け付けております。詳細は個別にご案内させて頂きますので、ご希望の方は弊所までご連絡頂けると幸いです。

事務局便り

新入所員が入所しました！

4月1日、新卒の事務局が1名入所しましたので、ご紹介させて頂きます。スタートしたばかりの社会人生活、まずは基礎的なマナーや、法律事務所としてのルールを学ぶことから始めています。聞き慣れない法律用語に戸惑ったり、ExcelやWordの操作に苦労したりする場面もありますが、学習意欲が高く、日々真面目に取り組んでいる姿に、他の事務局も心を新たにしています。新入所員に今後の目標を聞いてみたところ、「一日でも早く業務に慣れ、主体的に行動できるようになります！」と大変頼もしい言葉が返ってきました。これからは事務局3名体制にて、お客様が真に必要とされているサービスを想像し、これまで以上に丁寧、正確、迅速な対応を心がけ、少しでもお客様のお役に立てるよう、日々精進して参りたいと思います。引き続き、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いたします。